

横浜市建築基準条例及び同解説の 一部改正に関する意見公募について

横浜市では、横浜市建築基準条例及び同解説の一部改正を予定しております。つきましては、広く市民の皆様から、この改正に関する意見公募を実施します。

1 改正の概要

(1) 横浜市建築基準条例の一部改正に伴う改正

令和6年9月30日に横浜市建築基準条例の一部改正が公布されました。当該条例の改正を反映するとともに、解説を追加します。

【横浜市建築基準条例の改正概要】

- (1) 耐火建築物に係る主要構造部規制の合理化
- (2) 防火規制に係る別棟みなし規定の創設
- (3) 既存不適格建築物の増築、大規模修繕などに係る規制の緩和
- (4) その他
 - ・計画通知に対する審査等に指定確認検査機関を活用する法令改正に対応
 - ・用語の定義に係る法令改正に対応
 - ・建築副主事を規定した法令改正に対応
 - ・その他文言の整理等

(2) その他

上記のほか、条例解説をわかりやすくするなどの改正を行います。

2 施行予定日

令和6年12月（予定）

3 意見公募要領

<意見公募期間>

令和6年10月3日(木)から令和6年11月1日(金)まで(必着。郵送の場合は当日消印有効。)

<ご意見の提出方法>

別添の意見投稿用紙にご記入の上、以下のいずれかの方法によりご提出願います。

なお、電話でのご意見の提出には対応いたしかねますので、あらかじめご了承ください。

- ① 郵送または持参（持参の場合は、平日の8：45～17：15にお願いします。）

〒231-0005 横浜市中区本町6丁目50番地10 市庁舎25階

横浜市建築局建築指導部建築企画課

- ② ファクシミリ FAX番号：045-550-3568

- ③ 電子メール Eメール：kc-kkikenkoubo@city.yokohama.lg.jp

<問い合わせ先>

横浜市建築局建築指導部建築企画課 電話：045-671-2933

<その他>

- ① 寄せていただいたご意見と、それに対する横浜市の考えは、横浜市建築局建築指導部建築企画課のホームページで公表します。
- ② 「電話でのご意見の受付」及び「ご意見への個別の回答」は、いたしませんので、あらかじめご了承ください。
- ③ 寄せていただいたご意見は、本件の目的以外に使用いたしません。
- ④ 御意見の提出に伴い取得したメールアドレス、FAX番号等の個人情報は「個人情報の保護に関する法律」に基づき適正に管理し、御意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認の目的に限って利用します。